

保険期間が開始する年（加入者が個人の場合は暦年、法人の場合は事業年度。以下同じ。）の前年（加入者が法人の場合は前事業年度。以下同じ。）に加入者が支払う保険料及び事務費について

収入保険の保険料及び事務費は、保険期間に対応した必要経費又は損金の額に算入することが原則ですが、「前払い費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する年分又は事業年度の必要経費又は損金の額に算入しているときは、支払った年の必要経費又は損金の額に算入できる」（所得税基本通達37-30の2、法人税基本通達2-2-14）こととされていることから、保険期間開始前に保険料及び事務費を支払った場合は、継続適用を要件に、支払った日の属する年分又は事業年度の必要経費又は損金の額として取り扱うことができます。

支払方法を変更し、継続適用の要件を満たさなくなる場合には、原則どおり、保険期間の必要経費又は損金に算入することとなります。